

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2025年6月13日
【会社名】	株式会社ヤマナカ
【英訳名】	YAMANAKA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中野 義久
【本店の所在の場所】	名古屋市中村区岩塚町字西枝1番地の1
【電話番号】	052(413)7200(代表)
【事務連絡者氏名】	総務チームリーダー 野間 祐也
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中村区岩塚町字西枝1番地の1
【電話番号】	052(413)7200(代表)
【事務連絡者氏名】	総務チームリーダー 野間 祐也
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【提出理由】

当社は、2025年6月11日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月11日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 5円 総額 95,414,320円

ロ 効力発生日

2025年6月12日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行する。これに伴い監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を実施する。

#### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役をのぞく。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役をのぞく。）として、中野義久、大山秀樹、中野雄介、丹羽真清の4名を選任する。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、笹尾清隆、横井陽子、奥谷浩之の3名を選任する。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役をのぞく。）の報酬等の額決定の件

監査等委員会設置会社への移行した後の取締役（監査等委員である取締役をのぞく。）の報酬等の額を改めて設定する。

#### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員会設置会社への移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を改めて設定する。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役をのぞく。）に対する業績連動型株式報酬制度の額および内容決定の件

監査等委員会設置会社への移行した後の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役をのぞく。）に対する業績連動型株式報酬制度の報酬枠を改めて設定する。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	169,997	313	-	(注)1	可決 98.77
第2号議案 定款一部変更の件	169,863	447	-	(注)2	可決 98.70
第3号議案 取締役（監査等委員 である取締役をのぞ く。）4名選任の件					
中野 義久	165,879	4,431	-	(注)3	可決 96.38
大山 秀樹	165,757	553	-		可決 98.63
中野 雄介	165,944	4,366	-		可決 96.42
丹羽 真清	165,902	4,408	-		可決 96.39
第4号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					

笹尾 清隆	169,831	479	-	(注) 3	可決	98.68
横井 陽子	169,813	497			可決	98.67
奥谷 浩之	169,831	479	-		可決	98.68
第5号議案 取締役（監査等委員 である取締役をのぞ く。）の報酬等の額 決定の件	165,859	4,451		(注) 1	可決	96.37
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額決 定の件	165,883	4,427		(注) 1	可決	96.38
第7号議案 取締役（監査等委員 である取締役および 社外取締役をのぞ く。）に対する業績 連動型株式報酬制度 の額および内容決定 の件	169,721	589		(注) 1	可決	98.61

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない株主の議決権数は加算しておりません。

以上